

第 18 号

農業なかしべつ

農業委員会だより



発行 中標津町農業委員会
編集 広報特別委員会



年頭にあたり

中標津町農業委員会会長 安田 稔



皆様、明けましておめでとうございます。

平成23年の希望に満ちた新年をご家族で迎えられたこととお慶びいたします。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は宮崎県で4月に発生した「口蹄疫」により九州の畜産農家が甚大な被害を受け、幸いにも九州から飛び火することなく終息を向かえられたことは、ひとえに現場で防疫作業に当たられた方々のご努力によるものと感謝するとともに、同じ畜産農家として被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

さて、世界の人口増加、新興国等における所得水準の向上、バイオ燃料の拡大などにより農産物の需要が増大し、世界の食料需給が不安定化する中でわが国においては、食料の安定供給と食の安全・安心に対する関心が高まる中、昨年3月末に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、平成32年度を目標年次に、わが国の食料自給率を供給熱量ベースで50%とするとの内容、及び戸別補償制度の導入等で、国の農政が大転換することが示されたところであります。このたびの自給率目標を実現するためには、担い手の育成と農地の確保・有効利用を着実に推進していく事が不可欠であり、農業委員会に課せられた責務は一層大きなものとなっております。

それと合わせように、一昨年の農地法改正で遊休農地の有効利用対策として新たな業務となった農地法第30条による利用状況調査を昨年から取組み、以前より実施していました、優良農地の適正な利用確保のための一時転用に係る農地を主体としたパトロールも利用状況調査とは別に行い、本町における農地の確保・有効利用に微力ながら尽力しているところでございます。

また、中標津町農業委員会では、「中標津町農業後継者対策協議会」と「北海道農業青年と関西女性との交流推進協議会」の事務局をやらせていただいております。将来の担い手となる農業後継者の花嫁対策は、本町の基幹産業である農業経営の維持、発展のためには重要な課題であり、関係機関と連携し一人でも多くの出会いが出来ますように、各協議会活動に取り組んでまいります。併せて、農業者年金の加入推進につきましては、安心で豊かな老後のためにも、経営者のみならず配偶者・後継者も含め積極的に取り組んでまいります。

昨年11月9日に閣議決定された「包括的経済的連携に関する基本方針」により浮上して来たTPP交渉への参加につきましては、中標津町農業委員会といたしましても昨年12月2日全国農業会議所主催による「平成22年度全国農業委員会会長代表者集会」におきましてTPPへの参加阻止に向けた運動に参加してまいりました。地域経済が崩壊する、新たな「食料・農業・農村基本計画」と相互矛盾していることなどから、今後も反対の立場で注意深く動向を見定め、地方農業委員会連合会、北海道農業会議、全国農業会議所の農業委員会系統組織との連携のもと、農業委員一同で活動してまいりますので、皆様の一層のご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶いたします。

あけましておめでとうございます。

委員	代会長職務	会長
本原信一	田賢一	安田稔
清原	太田誠	安田稔
国見正則	久保一誠	
久保正則	本田伸一	
小沼芳明	佐々木悟	
佐々木悟	山本邦夫	
山本邦夫	片野清	
片野清	赤波江利夫	
赤波江利夫	重松秀光	
重松秀光	纏坂尚久	
纏坂尚久	金刺健四郎	
金刺健四郎	松本幸男	
松本幸男	藤原勝一	
藤原勝一	戸田重勝	
戸田重勝		

中標津町農業委員会

かけがえのない農地を守る 農地パトロール

平成二十一年の農地法改正で「遊休農地を有効活用する対策」として、第30条利用状況調査及び指導が新設され農業委員会に調査の実施が義務付けられました。

本農業委員会でも、本年度から以前から行っています。「農地パトロール」とは別に「利用状況調査」も行いました。

●農地法30条の利用状況調査

実施方法は、中標津町管内を9の地区に分け、農業委員2名、事務局員1名を1班として行いました。実施時期は、九月二十一日から十月七日まで日常活動に加え、班で日程を設定し地区内のパトロールを行いました。また、パトロールにより地が多く、地形等の条件又は、相続により取得した農地等で、農地として利用しなくなつてから十年以上経過している箇所が多く報告について、十月十三日(水)に役場3階委員会室で報告・検



遊休地



砂利採取完了地

●農地パトロール

北海道農業会議で取り組んでいる「新・かけがえのない農地と担い手を守り活かす運動」の一環として、去る十月二十七日(水)砂利採取

視する場所として、今後指導が必要な場所、全体で判断が必要な場所を決め会議を終りました。

現地調査終了後、役場301号会議室で検討会を根室振興局農務課職員の助言も受けながら検討会を行いました。検討会では、調査箇所毎に復元の状況、問題点、改善点等が話し合われ、個々の委員より問題点がだされました。今後、採取業者への指導、土地所有者の復元

利用状況調査の現地調査を実施しました。

実施の方法は、昨年度から「委員全員が共通の認識を持つことが必要である。」から報告があり全体で検討を行いました。

事も同行していただきました。

根室振興局農務課経営振興係種村係長、三宅主事も同行していただきました。

現地調査の新規1箇所、継続2箇所、完了3箇所、利用状況調査による遊休地等5箇所を回りました。現地では、農地復元の状況、播種の時期、以前採取跡地の隣接農地が崩壊した場所の修復の報告を立会した業者に確認していました。

現地調査終了後、役場301号会議室で検討会を行いました。検討会では、調査箇所毎に復元の状況、問題点、改善点等が話し合われ、個々の委員より問題点がだされました。今後、採取業者への指導、土地所有者の復元



調査終了後の検討会

後の利用計画の聞き取り等の措置が必要とのことで終了しました。遊休農地についても、必要性の高い箇所から農業委員が直接、所有者に働きかけることとの結論となりました。

農地パトロールを 終えて

農地委員長
金刺 健四郎

ロールとして現地調査をすることとしました。

当日は一時転用による砂利等採取現場六箇所、遊休農地五箇所をピックアップ、それぞれの現場を全員の目で確かめました。

最初は転用の完了届の出ている現場を調査、平坦に埋め戻された跡地には堆肥が積まれ来年には牧草の播種がされることになっており問題はないものと思われましたが、隣地の山林との高低差が10メートル近くあり、法面の崩落の危険性を指摘する意見もありました。

次に向かったのは新規の火山灰採取現場で4月の申請時には農地委員会全員と振興局からも参加していただき現地調査をし、新しく定めた資源採取を目的とする一時転用の審査基準の内規により業者と打ち合わせした上で許可した経緯がある場所でした。現場は当初の予想ほど火山灰は採取できなかったため埋め戻しの途中でしたが、来年の完了時に転用前との差を作らぬよう埋め戻すことが重要との意見が大半でした。次に2件の遊休農地を調査、1件は農地として十分利用可能であるが、もう1件はかなりの面積はあるものの湿地化し、柳等の樹木も繁茂しており農地としての利用はかなり厳しいとの見解が大勢でした。次は断続的砂利採取現場と遊休化しつつある採取跡地の現場が同一で地主は営農していない不在地主であり、採取後埋め戻された農地は水が溜まり農地としては使用が困難な状況になっていました。相当の長期にわたり砂利を採取している現場で、最終的に平坦な農地として復元されても隣接農地との地盤差は10メートル以上あり、排水性などの問題も残りそうで今後の指導のあり方が問題となる現場でした。その後一時転用による砂利採取現場3箇所、遊休農地2箇所を調査し役場に戻って各現場の問題点を検討しました。

席上さまざまな意見が交わされました。問題は営農している農家の土地ではなく離農した農家や、相続したが不在地主の所有する農地であることが多く、有効な農地利用や転用後の復元には地元委員や事務局が一致して対処することが必要だとの見解が確認されました。

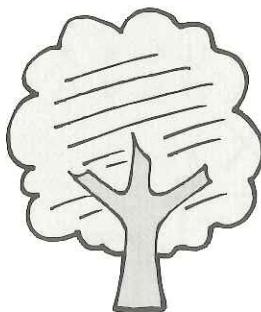
以前は3班に分かれて調査していた農地パトロールを平成21年より委員全員で回るようにしたのも、地区推進班だけでは判断の難しい案件が増えており、委員会として統一した見解で対応するためのものでした。特に新規の資源採取資格の一時転用については、農地委員会や全員協議会で現地調査にあたり厳格に対応するようにしていくことになりました。

農地法の改正により一般企業の農地利用に道が開かれると同時に転用の規制が強化され、農地の有効利用のため所有者の責務が明記されました。農業委員会としても今まで以上に農地の検証、指導の責任が増していることを認識し、優良農地を確保するために違反転用にも目を光らせ豊かな農業地帯を築く一翼を担う覚悟で今後も活動してゆくことに全員の意見が一致しました。

農地を守るための農業委員会として毎年実行している農地パトロールを、今年も10月27日に実施しました。

平成21年12月に実施された新農地法第30条の規定により年1回の農地の利用状況調査が農業委員会に義務付けられたことを受け、9月から10月にかけて町内の全農地を九班に分かれて調査しました。

10月13日に結果報告検討会を開き、各班からの報告を検討した後改めて全員で農地パト



者と打ち合わせした上で許可した経緯がある場所でした。現場は当初の予想ほど火山灰は採取できなかったため埋め戻しの途中でしたが、来年の完了時に転用前との差を作らぬよう埋め戻すことが重要との意見が大半でした。次に2件の遊休農地を調査、1件は農地として十分利用可能であるが、もう1件はかなりの面積はあるものの湿地化し、柳等の樹木も繁茂しており農地としての利用はかなり厳しいとの見解が大勢でした。次は断続的砂利採取現場と遊休化しつつある採取跡地の現場が同一で地主は営農していない不在地主であり、採取後埋め戻された農地は水が溜まり農地としては使用が困難な状況になっていました。相当の長期にわたり砂利を採取している現場で、最終的に平坦な農地として復元されても隣接農地との地盤差は10メートル以上あり、排水性などの問題も残りそうで今後の指導のあり方が問題となる現場でした。その後一時転用による砂利採取現場3箇所、遊休農地2箇所を調査し役場に戻って各現場の問題点を検討しました。



喉が渴けば、缶やペットボトル入りジュースをガブガブと。手軽に手に入る清涼飲料水、あなたは飲みすぎていませんか？

一般的に売られている清涼飲料水の多くは、100mlあたりに10%程度の糖分が含まれています。500mlなら30~50gの砂糖が含まれてお

「清涼飲料水の飲みすぎに注意しましょー！」

中標津町保健センター

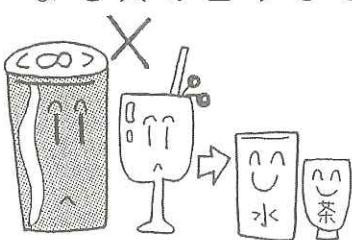
～で10本
～17本分
を攝取し

てていることになります。1日の砂糖摂取量の目安は20g程度が適当と言われますので、あくまでこの間に摂取オーバーです。

清涼飲料水（缶）～ヒーッやスポーツドリンク、100%ジュースなど含め）に含まれる糖類は、体の中での吸収がとても早く、血糖値を

急激に上昇させてしまいます。日常的に飲んでいると、エネルギーのとり過ぎになり肥満の原因、また、高血糖を招くため糖尿病発症の引き金になります。平成二十一年度の中標津町の特定健康診査の結果では、受診者の約3割に肥満があり、糖代謝では基準値より高い値を

いかと
考えら
れます
。心當
たりの
ある人
は気を
付けま
しょう。



また糖分のとり過ぎは、甘い缶やペットボトルのまま飲まない、水分補給はなるべくお茶や水など無糖の飲み物を選ぶようにして、清涼飲料水と上手に付き合いましょう。

示す人が半数以上いました。原因は清涼飲料水だけではありません。虫歯や骨折、イライラ、体がだるく疲れやすいなどの症状もあります。味覚が育つている子どもにとっては、甘味のとり過ぎは味覚の発達を妨げたり、食欲不振の原因になり、成長に必要な栄養がとれないなどの影響も



平成十五年以来の北海道開催ブロック輪番制開催の為、八月二十六日に札幌ベンションセンター大ホールにおいて、東北・北海道の農業委員約1,500人が参加しました。北農業活性化フォーラムが開催されました。

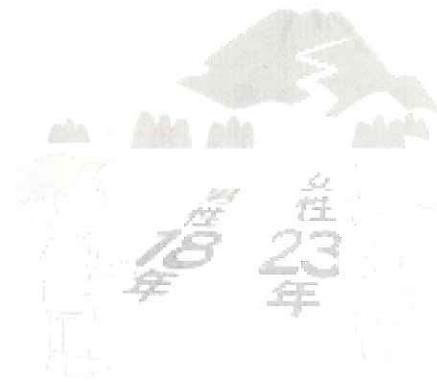


平成二十一年度
「北海道・東北農業活性化フォーラム」が開催されました。
海道農業會議の挨拶に始まり、全国農業會議所中園事務局長より農業委員会系統組織をめぐる情勢と課題についての報告、東京大学大学院安藤准教授より

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…

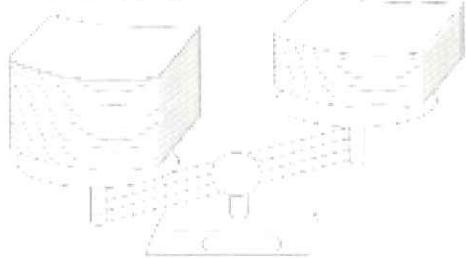


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費
年間: 272万円

国民年金だけでは…
年間: 158万円



年間: 114万円 (1ヶ月あたり約10万円) 不足



農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少し子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

農業者年金の試算額

加 入 年 齢	納 付 期 間	試 算 額		
		性 别	保 保険料2万円	保 保険料3万円
20歳	40歳	男 性	91万円	136万円
		女 性	79万円	118万円
30歳	30歳	男 性	60万円	90万円
		女 性	52万円	78万円
40歳	20歳	男 性	35万円	53万円
		女 性	31万円	48万円
50歳	10歳	男 性	16万円	23万円
		女 性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。

付利利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益もとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。

老後の備えは、農業者年金で安心！

保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税 率	保 保険 料 の 額 が		
	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各種の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

た。下委員5名が参加しました。当町からも、安田会長以下、農地活動に活かす為の活動の意見が交わされていました。



農地制度改革に伴う農業委員会のおかれの状況と遊休地対策解消への取り組みについての基調講演があり、午後からは秋田市、福島県相馬市、深川市の各農業委員会より、特に今後当町でも直面するであろう耕作放棄

情報 プラザ

農業後継者対策協議会から ◆関西女性との交流会を開催しました



十一月十四日(土)～十五日(日)に、大阪市内において、

『北海道農業青年と関西女性との交流会』を同推進協議会の主催で行いました。



昨年より、当農業委員会が事務局

不参加、他市町村の青年も含め11名が参加しました。一方、女性も3名が急な仕事や体調不良で欠席され、2日とも参加は8名となってしまいました。

しかし、終止和やかな雰囲気の中積極的な交流が行われ、3組のカップルが誕生し

ました。また交流会終了後も

二次会へ流れる方もおり、その他、連絡を取り合っている

方達もいるようですが交際へと発展してもらえればと思っています。

◆冬季交流会を開催します

毎年一月に開催している冬

季交流会ですが、本年は一月十八日(金)より一月二十日(日)に開催すべく準備を進めています。今年も関東・関西女性

の交流会となりました。

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP) 交渉への参加に反対する決議について

平成二十二年十一月三十日
開催の第一回総会において、「環太平洋戦略的経済連

携協定(TPP)交渉への参加に反対する決議」について審議いたしました。

昨年春の食料・農業・農村基本計画において「食料自給率50%」を目指すことを公表したばかりにもかかわらず、TPP交渉に参加すれば基

本計画に反するのみならず、TPP交渉に参加すべきであるとの意見を述べた。本町の基盤産業の酪農だけではなく日本農業全体を壊滅に追い込むことは必至であり、

断固として反対すべきであるとの農業委員2名からの発言を受け、全会一致でのこの決議について可決いたしました。

この議決について、関係機関および地元選出国會議員へ文書による申し入れを行いました。

編集後記

謹んで愛読者の皆様に、新年のお慶び申し上げます。

昨年は、口蹄疫問題・猛暑など酪農家にとっては大変な一年でしたが、農業委員会の事業は無事クリアしてきました。広報委員会は、事業内容をその都度、広報紙を通じて皆様に報告してまいりました。

今年は、農業委員改選の年です。現在の広報委員会としては、この新年号の編集が最終号となりました。三年間愛読していただきありがとうございました。

次回号から、新たに構成された広報委員になりますが、引き続き「愛読よろしくお願いします」。

(国見)

広報委員長 副委員長 委員 委員 戸佐々 田木 重邦 芳正 勝夫 清明則

平成二十三年は
農業委員の改
選の年です。

●発行元●

中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL(0153)73-3111

FAX(0153)73-5333

印刷:(株)館下印刷所